

○西田武史委員長

ただいまから総務常任委員会を開会します。

まず、西村選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長が体調不良のため本委員会を欠席しておりますので、御了承願います。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第71号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の43ページをお願いいたします。議案第71号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、人事院規則の改正により、国家公務員において仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が講じられることとなったことを踏まえ、本市においても同様に見直しを行うことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、45ページをお願いいたします。7行目から記載の新たに追加する第15条の3につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員または3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、仕事と育児との両立に資する制度などに関する情報提供を行うとともに、当該制度の利用や、対象となる子の心身や家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項についての意

向確認をするための措置を講じなければならないこととすることを規定するものでございます。

なお、このページ最下段から次ページに記載の附則におきまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとするほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岸田厚委員

確認の意味も込めてなんですけれども、今回新たに設けられる申出の意向を確認するための措置をするということで、具体的には、3歳に満たない子供がいる職員や出産を確認できた人たちに対して、市から何かアクションをするということになるのでしょうか。

○庄司野公也人事課長

出産、育児に関わる措置としましては、各種いろいろな休暇、休業もしくは手当金などがあります。該当する職員から申出があった場合、どのような制度があるのかを説明し、また、どのような制度を活用するのか、その辺の意向を伺いまして、本人の意向に配慮するものでございます。

○岸田厚委員

あくまでも申出があった職員に対してということで、多分全ての方から申出があるのかなとは思いますが、申出がない職員については、これは適用にならないということですか。

○庄司野公也人事課長

職員、男女併せまして、どのタイミングで出産、育児の関係の制度を利用するかは分かりませんので、申出があった場合は当然説明させていただくんですが、それ以外でも庁内LANに休暇、休業などの手続の

分の各種資料を掲載しておりまして、いつでも誰でもそれは見るができるようになっております。

○岸田厚委員

分かりました。制度が変わったということ、職員自身もまたこういうことがあるということをまず知ってもらわないといけないと思うので、事前に、今回条例が可決したら、職員にきちんとこういうことになりましたということをお知らせしていただきますようよろしくお願いします。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第71号の質疑を終結します。

次に、議案第72号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の47ページをお願いいたします。議案第72号岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方法が多様化されたところ、本市職員の部分休業の取扱いに関し、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、49ページをお願いいたします。本文5行目、第9条の改正は、現行の部分休業について、取得時間帯を勤務時間の始めまたは終わりに限定しているものを勤務時間の途中でも取得可能とし、これを第1号部分休業とするものでございます。

ページ中ほど以降の新たに追加する第9条の2、第9条の3、第9条の4は、1年度につき10日を超えない範囲内において、

1時間を単位として承認する第2号部分休業を新たに設けるとともに、1時間未満の承認についての例外規定を定めるものでございます。

50ページをお願いいたします。新たに追加する第9条の5及び第11条の改正は、第1号部分休業と第2号部分休業の取得形態について、年度途中に変更ができる特別の事情について定めることとしたほか、これを部分休業の承認の取消し事由とすることとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとするほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第72号の質疑を終結します。

次に、議案第73号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の51ページをお願いいたします。議案第73号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、超過勤務手当等を算定する際の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出に当たり、医師等に支給する初任給調整手当の月額を含めて算出することとするため、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、53ページをお願いいたします。第21条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出に当たり、初任給調整手当の月額を含めることとするものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、この条例による改正規定の適用日を令和4年4月1日とするほか、附則第2項では、所要の経過措置を講ずることを定めております。また、附則第3項では、既に支払われた給与については、この条例により増額される給与の内払いとすることを規定しております。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第73号の質疑を終結します。

次に、議案第74号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西川正宏総合政策部長

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第74号岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、当該条例に基づくふるさと寄附金を財源として実施する事業に、観光に関する事業への御寄附をふるさと寄附金としても募ることができるよう新たに事業の区分に加え、また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、対策事業並びに寄附金額が減少してきたことにより、事業の区分から廃止し、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の57ページをお願いいたします。第2条の改正では、現行9区分ございます事業の区分分けに新たに岸和田城周辺等の観光に関する事業を加え、新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る対策に関する事業については、その必要性を勘案し、これを廃止し、規定の整備を図るものでございます。

また、附則でございますが、第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を、第2項では、経過措置として、施行日前に寄附を受けましたふるさと寄附金についてはなお従前の例による旨をそれぞれ規定してございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○井舎英生委員

改正後、改正前を比較できるように作ってくださいと、分かりましたと言って何回かやってくれたことがあるんですけど、また元に戻っているのも、そういう意見をちょっとコメントを。

○西田武史委員長

それについては、添付資料で別途配付。

以前、井舎委員からの御指摘の後、それ以降そういう形で作って、別の資料で。よろしいですか。

○井舎英生委員

はい。

○西田武史委員長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第74号の質疑を終結いたします。

次に、議案第82号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の87ページをお願いいたします。

議案第82号権利の放棄について御説明申し上げます。

今回、本市を受遺者とする遺言により発生いたしました遺贈を受ける権利について、これを民法第986条に基づく放棄をするため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決をお願いするものでございます。

放棄する権利の内容は、預貯金、土地建

物等、推定4374万円相当の財物のほか、遺言者の債権債務の全てを承継するものでございます。

放棄の理由といたしましては、当該遺言書による遺贈は遺言者の権利だけではなく義務も承継する包括遺贈であり、将来における想定外の債務負担を避けるため、権利の放棄をするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

○井舎英生委員

岸和田市に現金幾らを寄附しますというような寄附については、従来どおり受け入れるわけですね。確認です。

○左部太三総務管財課長

現金等に財産を区切った特定遺贈につきましては、内容を確認した上、受けることは可能でございます。

○井舎英生委員

それは市民にやっぱりその辺をよく理解していただくような努力も必要だと思います。せっかく市民、故人にそういう意思がありながら、残念だなということで、本人もそう思うでしょうし、市民もそう思うでしょうから、よろしくお願いします。

○岸田厚委員

確認だけさせていただくんですけども、今回は権利を放棄するということで、その理由の中に、遺言者の権利義務全てを包括的に遺贈するものであるから放棄するというふうになっているんですけども、基準として、これからもいろんな形で市に遺贈があるときに、こういう場合は受けられます、こういう場合は放棄しますというような基準というのは設けられているんですか。

○左部太三総務管財課長

現在のところは、統一的な基準というのは設けられておりません。個別に判断する

という形になるかと考えます。

○岸田厚委員

今回多分、権利義務の負担に関する中で、例えば負債の分まで市がかぶらないとけないという危険性があるから放棄なされたのかなというふうな気もするんですけども、例えば包括遺贈であったとしても、権利上何も問題がない場合は検証して受けるということもあり得るというふうに理解しているでしょうか。

○左部太三総務管財課長

個別の事案によるかと思うんですけども、財産を全部ひっくるめて包括遺贈という形で遺言が残された場合は、隠されたリスクというのがございますので、なかなかお受けしづらいところもあるものかなと考えております。

○岸田厚委員

今後またこういった形で遺贈が予想されると思いますので、ぜひ課の中で一定の基準というか、こういった場合は受け入れます、こういった場合は受け入れられませんみたいな基準をつくられたらいいと思う。一度検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○河合達雄委員

先ほども皆さん言われた同じようなことなんですけれども、遺言による贈与とのことですが、今年8月26日、子供たちのために役立ててほしいとの遺言書により、高石市は預貯金や証券などの預託財産2億610万8228円を受け取っています。本市でもこのような事例は今までありますか。

○左部太三総務管財課長

把握している範囲では、本市では今回の遺言が初めての件かと思います。

○河合達雄委員

お亡くなりになられた市民は、ずっと暮らしてきた岸和田市に自分の財産を活用し

てもらいたいという思いから遺言を残されたと思います。とてもありがたいことだと思います。今回、市はこれを断る、放棄するというのですが、どうしてそう判断したかを御説明ください。

○左部太三総務管財課長

先ほどの答弁とも重なる部分もありますが、今回の遺贈につきましては、財産を特定しない包括遺贈という形でございまして、財産を全て岸和田市に贈与するという内容でございました。この場合は、受遺者、遺贈を受ける者につきましては、預貯金などの正の財産だけでございまして、債務などの負の財産も受け取ることとなりますので、遺言者の思いというのは大変ありがたく存じますが、現在判明していない債務が発覚した場合のリスクを避けるため、放棄すると判断いたしました。

○河合達雄委員

それでは、独り暮らしの高齢者が増えている情勢で、身寄りがいない、もしくは身寄りがいても疎遠である方から、今回と同じように岸和田市に財産を贈与したいと思われる方が不動産遺贈も含めて増えてくるかと思いますが、どのように対応するのですか。

○左部太三総務管財課長

包括遺贈につきましては、繰り返しのようになりますけれども、今回と同じ理由で、原則的には放棄することになるかと考えております。また、財産を特定する特定遺贈につきましても、不動産等につきましては、売却等ができれば管理コストをかけてずっと管理していくというようなこととなりますので、市の事業等で活用する等の理由がなければ、こちらも放棄することになるかと考えております。

○河合達雄委員

他市では遺贈について事例があり、ホー

ムページ等で遺贈についての案内や金融機関との連携について掲示されていますが、本市でもそのような対応をやっていくべきではないでしょうか。

○左部太三総務管財課長

岸和田市といたしましても、他市と同じように金融機関等の連携ができないか金融機関に照会するなど、また、担当部署をどうするかも含めまして調査を始めているところでございます。

○河合達雄委員

意見として、他市の例では、尼崎市は円滑な遺贈手続の提供を目的として、2020年2月21日付で株式会社三井住友銀行と、2022年10月20日付で三井住友信託銀行株式会社との間で協定を締結しており、生駒市では遺贈寄附の各種方法について図説がホームページに掲載されており、想いがかたちになった事例として、図書館の充実や中央公民館としてのたけまるホールへのスタインウェイ製ピアノ購入費などが写真つきで、また、協定締結した株式会社南都銀行による遺言代用信託商品として寄附された方へ市長が感謝状を進呈し、その思いをホームページに掲載されています。

本市でも、制度整備と、このように市に御協力いただく市民に対しさらに報いるように広報を行うよう提言して、質問を終わります。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、議案第82号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決します。

議案第71号から議案第74号までの4件及び議案第82号を合わせた以上5件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

暫時休憩します。

○西田武史委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより所管事務調査についてお諮りいたします。

調査事項については、荒川区自治総合研究所と荒川区民総幸福度（GAH）の取組についてと、SNSを活用した情報発信について、目的につきましては、所管事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため、方法につきましては、先進他都市への視察、期間については、次期定例会までとすることに決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定いたします。

次に、特定事件、荒川区自治総合研究所と荒川区民総幸福度（GAH）の取組についてと、SNSを活用した情報発信については、議会閉会中も継続して調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、閉会中の特定事件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で総務常任委員会を閉会します。

（以 上）